

平成 21 年度における温室効果ガス等の排出の削減に
配慮した契約の締結実績の概要

平成 22 年 5 月 24 日
国立大学法人鹿児島大学

国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律
(平成 19 年法律第 56 号。以下「環境配慮契約法」という。) 第 8 条第 1 項の規定に基づき、平成 21 年度における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の締結実績の概要を下記のとおり公表する。

記

1. 平成 21 年度の経緯

本学は、環境配慮契約法及び国及び独立行政法人等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する基本方針(平成 21 年 2 月 6 日閣議決定。以下「基本方針」という。)に基づき、可能なものから温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約(以下「環境配慮契約」という。)の締結に努めた。

2. その他の環境配慮契約に係る事項

電気の供給を受ける契約に関し、裾切り方式による業者の選定を行った。

また、環境配慮契約を推進するため、環境省主催の環境配慮契約法に関する説明会に物品購入契約及び工事契約の担当者等が参加し、環境配慮契約法及び基本方針の趣旨を理解するよう努めた。